

平成 29 年 12 月吉日

お客様各位

群馬県切断穿孔協会

会長 佐藤高広



社会保険全社員加入の取組みについて

拝啓 今年も残すところ残りわずかとなってしまいましたが、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます

さて、既にご承知の通り、平成 29 年度から社会保険未加入企業は下請け業者として選定する事ができないと国土交通省の指導のもと実施される運びとなっております。この様な取組みは工事利益を社会保険加入に転化できていない我々カッター切断専門工事業者に関しましても切実な問題であります。

一昨年、国土交通省において社会保険未加入対策推進協議会が開催され『元請け・下請・関係団体』が社会保険加入の徹底に向けて【法定福利費を内訳として明示する標準見積書】の活用を開始する旨の申し合わせが採択されました。群馬県カッター切断専門工事業者といたしましても国の活動指針に添う形で標準見積書を作成し、元請各位のご理解を頂くとともに、自社の技術労働者全社員保険加入に向けて最大限努力する所存でございます。その為には我々、群馬県カッター切断専門工事業者が新たな**標準見積書**を提出した際にはご高配の程を宜しくお願いいたします。

全国的にカッター切断専門工事業者は若年労働者不足・後継者不在な状態が続いております。今回の標準見積書の提出の活動は将来に亘り元請各位とお付き合いする為の活動であります。何卒、ご協力の程を宜しくお願いいたします。 敬具

【標準見積書】

※29 年度公共工事設計労務単価（群馬県）※事業主負担保険料率（H29.4 月 1 日現在）

カッター工事費+法定福利費（特殊作業員 19900 円×15.781%）+諸経費=A

（事業主負担保険料率(群馬県):健康保険料率 4.965%+厚生年金 9.091%雇用保険 0.9%+介護保険 0.825%）

A × 消費税 = 工事代金